

ひがしなだスイーツめぐり広報物等制作業務 委託仕様書

1. 業務名称

ひがしなだスイーツめぐり広報物等制作業務

2. 目的

ひがしなだスイーツめぐりの広報

【ひがしなだスイーツめぐり概要】

(1) 目的

東灘区には伝統的な和菓子の文化に加え、明治時代から発展した洋菓子の歴史及び文化が根付き、まちの大きな魅力の一つとなっている。「スイーツ」をキーワードとした地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、「ひがしなだスイーツ」を広く発信することを目的としている。

(2) 期間

令和4年10月15日（土）～11月23日（水・祝）

(3) 内容

- ・東灘区内のスイーツ店を、アプリを用いたデジタルスタンプラリー形式でめぐり、スタンプの数に応じて賞品が当たるキャンペーンに応募できる
- ・期間中、スイーツ店では「限定スイーツ」を購入できる
- ・イベントパンフレットの提示で、スイーツ店で特典を受けられる
- ・スイーツ作り体験教室を実施する（本広報物、広報対象外）

3. 業務内容

本業務は「ひがしなだスイーツめぐり」にかかる広報物等（パンフレット、各種ポスター、ピンバッジデザイン）の制作及び、イベント期間中のデジタルスタンプラリーの運用・管理を行うものである。

【基本方針】

広報物のデザインにあたっては、初年度より一貫して赤系色を使用し、「ひがしなだスイーツめぐり」のブランド化および定着化を図っていることから、今年度の制作物についても同系の色を使用する。特にイベント参加者層の約8割を占める20～50歳代の女性に訴求力が高いデザインとすること。

【パンフレット・ポスター制作業務】

(1) 原稿及びデザインレイアウトの制作業務

- (ア)構成の提案、原稿作成、デザインレイアウト編集等を行うこととし、本市との編集会議を3～4回程度行うこと。
 - (イ)イラストやイラストマップ等を作成し、見やすく効果的に発信できるよう努めること。
 - (ウ)掲載スポットや被写体、レイアウト等を工夫し、読者目線に立った紙面とすること。
- (2)参加店舗の取材、写真撮影、画像収集業務
- (ア)参加店舗について、パンフレットに掲載するための取材・写真撮影・画像収集業務を行うこと。
 - (イ)「限定スイーツ」と「イベント特典」はパンフレット掲載必須項目とする。これらの取材は7月以降に行うこと。
 - (ウ)原則、「限定スイーツ」の写真を掲載すること。
 - (エ)パンフレットに掲載する限定スイーツ写真については、必ず各スイーツ店と協議を行い本市に承諾を得たうえで、撮影を行うこと。
- (3)掲載する周辺スポットの選定・取材・写真撮影・画像収集業務
- (ア)参加店舗の所在地に応じて区内を4～6程度のエリアに分け、各エリアに1以上の周辺スポットを選定すること。
 - (イ)パンフレットに掲載するための交渉および取材・写真撮影・画像収集業務を行うこと。なお、本市が写真を保有する場合は、提供する写真を使用できるものとする。
 - (ウ)周辺スポットの選定にあたっては、事前に本市と協議し交渉を行い決定すること。
- (4)掲載する参加店舗・周辺スポットへの原稿確認・撮影画像の仕様許諾確認
- (5)校正・校閲業務
- (6)版下データの制作業務
- (ア)上記(1)により作成・編集した原稿をもとに、校正作業を3回以上行い、版下を作成すること。
 - (イ)版下データは、再編集可能なデータ、アウトライン化済みのデータの2種類を提出すること。なお、データはWindows版Adobe Illustrator 最新版および同AcrobatおよびReaderで閲覧加工が可能なものとする。
- (7)印刷・製本
- (ア)上記(6)により作成した版下データをもとに印刷・製本を行い、成果物を本市に納品すること。詳細は以下のとおりとする。

【パンフレット仕様詳細】

- ・サイズ：A5 版冊子
- ・ページ数：20 ページ

※約45店舗を想定。構成上やむを得なく増減する際の費用については、本市と協議のうえ決定することとする。

- ・色数：4/4
- ・紙質：マットコート紙 90k g 以上
- ・製本：中綴じ
- ・部数：4 万部
- ・構成イメージは以下の内容とすること。
 - ① タイトルに本市より提供する「ひがしなだスイーツめぐり」のロゴを使用すること
 - ② テーマカラーを赤系色とすること
 - ③ メインターゲットである 20～50 歳代の女性に訴求力が高いデザインとすること
 - ④ 参加店舗紹介をメイン情報とし、全店舗同程度の情報量とすること
 店舗情報として、下記情報は必ず入れること
 - ・「期間限定スイーツ名」
 - ・「参加特典」、限定スイーツ紹介文
 - ・「住所」、「電話番号」、「営業時間」、「定休日」
 - ・「イートイン」、「テイクアウト」の表記
 - ・HP 誘導 QR コード
 - ⑤ 参加店舗の所在地がわかる地図を入れること
 ※縮尺を入れること。実際の位置と可能な限り一致させること。
 - ⑥ 参加店舗の所在地に応じて区内を 4～6 程度のエリアに分け、各エリアに 1 以上の周辺スポット情報を入れること
 - ⑦ デジタルスタンプラリーの利用方法および賞品の情報を入れること
 - ⑧ 協賛企業の紹介ページを設けること
 - ⑨ 参加スイーツ店の一覧を入れること

【ポスター制作業務】

- ・構成イメージは以下の内容とすること。
 - ①パンフレットと統一感のあるデザインとすること
 パンフレット同様、赤系色を使用したデザインとすること。
 - ②遠くからでも目に入るようなデザインにすること
 - ③参加を促すような、デザインにすること

【イベント告知用ポスター仕様詳細】

- ・色数：4/0
- ・紙質：マットコート紙 135 kg
- ・サイズ・部数：B1 サイズ 20 部、B2 サイズ 200 部、A1 サイズ 15 部、A3 サイズ 50 部

【東灘アートマンス合同ポスター仕様詳細】

- ・色数、紙質及びイメージは同上
- ・サイズ・部数：B1 サイズ 20 部、B2 サイズ 20 部

東灘アートマンズのデータは別途担当より送付する

【花時計ギャラリー用ポスター仕様詳細】

- ・高さ 146 cm×幅 260 cmポスター2部
- ・色数、紙質は同上

デザインは、イベント告知用ポスターと同じにすること

【さんちかアドウィンドー用ポスター仕様詳細】

- ・高さ 30 cm×幅 125 cmポスター4部
- ・色数、紙質は同上

デザインは、イベント告知用ポスターと同じにすること

【ピンバッジデザイン制作業務】

- ・「ひがしなだスイーツめぐりのロゴ」及び「2022」の表記を入れたピンバッジのデザインを制作し、データを本市に納品すること。なお、データは Windows 版 Adobe Illustrator 最新版および同 Acrobat および Reader で閲覧加工が可能なものとする。

【PRについて】

- ・本業務の目的達成のために効果的な広告方法を行うこと
- ・パンフレット・ポスター等について、効果的な配架場所（JR 西日本 大阪駅・三ノ宮駅、阪急電鉄 大阪梅田駅・神戸三宮駅、阪神電鉄 大阪梅田駅・神戸三宮駅のパンフレットラック・駅ポスター枠を含む）を提案することとし、配架期間はイベント期間中とする。ただし、配架ラック及び駅ポスター枠掲示の使用料及び納品場所への送料は見積り金額に含むものとする。

【デジタルスタンプラリー運用・管理業務】

- ・イベント参加スイーツ店への来店促進を図るため、参加者が所有するデバイスを用いて各店舗をスタンプラリー方式で賞品が当選する「デジタルスタンプラリー」の運用・管理を行うこと。
- ・デジタルスタンプラリーの選定にあたっては、二次元コードを用いた形式の採用を原則とし、本市と協議のうえ決定すること。それ以外の形式（GPS 等）を採用する場合は、実績・動作性・電池消耗等について評価を行い、本市と協議を行うこと。
- ・運用、管理には以下の内容を含める。
 - ① デジタルスタンプラリーの初期設定。ただし各店舗へ設置する二次元コードの配布については、本市が行う。
 - ② イベント期間中のデジタルスタンプラリー運用にかかるすべての業務。

4. 納期

- ・ポスター・パンフレット

令和4年9月16日（金曜日）

その他、上記以外の日に納品を希望する配送先については別途提供

- ・ピンバッジデータ

令和4年10月14日（金）

5. 納品場所

東灘区役所まちづくり課、その他阪神間90箇所程度

具体的な納品先については契約締結後に連絡する。

6. 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年11月23日（水・祝日）まで

7. 委託予定金額

（上限金額）¥2,800,000 -

8. 著作権等

撮影した写真・作成したイラスト・校了データに関する一切の著作権は、本市に帰属するものとする。また、2次使用する場合は双方協議の上決定するものとする。業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し問題が生じたときは、本市に不利益が生じないように、受注者においてこれを処理するものとする。

9. 留意事項

- （1）仕様を達成するため、本業務受託後に、提案審査会で発表した企画提案書を制作したスタッフと制作にあたるスタッフを変更しないこと。退職等により止むを得ず変更する場合は、事前に本市に連絡すること。なお、後任のスタッフは従前のスタッフと同等以上の技術を有すること。
- （2）委託業務期間、及び委託業務期間終了後も当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。
- （3）受注者は本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- （4）本業務の実施にあたって、次の項目に関する費用は受託者の負担とする。
 - ・業務上、受託者の不注意により生じた費用
 - ・業務の実施にあたり、受託者が第三者に損害を及ぼした場合の費用

- (5) 契約締結後、業務内容について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、必要に応じて本市と協議して決めること。